

令和5年度税制改正に伴う主な変更点（先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例）

手続上の変更点として「工業会証明書」が不要となり、代わりに「認定経営革新等支援機関から発行される先端設備等導入計画の確認書」及び「投資計画に関する確認書」が必要となりました。

項 目		現行制度	新制度（令和5年4月1日から）
適用要件		①設備の取得前に先端設備等導入計画の認定を受けること ②計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること	同左 ※ただし、令和5年4月1日以降、新様式で申請し、認定を受ける必要があります
設備の要件		工業会証明書で証明 ①生産性に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上 ②販売開始時期の要件	認定経営革新等支援機関の確認を受けた、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された設備 【投資利益率】 $\frac{\text{（営業利益＋減価償却費）の増加額}}{\text{設備投資額}}$ ※設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
対象設備・ 金額要件等	機械装置	1台160万円以上	同左
	工具	1台30万円以上	同左
	器具備品	1台30万円以上	同左
	建物附属設備	1台60万円以上	同左
	事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 1棟120万円以上	<u>対象外</u>
	構築物	1台120万円以上	<u>対象外</u>
特例率		0%（3年間）	<u>1/2（3年間）</u> ※賃上げに関する要件追加
適用期間		令和5年3月31日までに取得した資産	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産</u>

○賃上げに関する要件

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無し	R5. 4. 1～R7. 3. 31	3年間	1/2 (1/2軽減)
有り ※	R5. 4. 1～R6. 3. 31	5年間	1/3 (2/3軽減)
	R6. 4. 1～R7. 3. 31	4年間	1/3 (2/3軽減)

※雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ表明が必要

$$\frac{【A】 - 【B】}{【B】}$$

【B】

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度[※] 又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

※令和5年4月1日以降に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額